



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 クボテック株式会社
代表者名 取締役社長 久保 哲夫
(コード番号 7709 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理部長 柿下 尚武
T E L (06) 6443 - 1815

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1)会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款を変更するものであります。

公告方法(変更案第 5 条)について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 14 条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに、株主への周知を図るため、代理人の員数(変更案第 15 条)を定款に規定するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 20 条(取締役会)第 3 項を新設するものであります。

現行定款第 25 条(取締役の責任免除)および第 32 条(監査役の責任免除)に関する規定を変更案第 26 条(損害賠償責任の一部免除)に移設するとともに、取締役および監査役の会社に対する責任に一定の限度を設け、期待される役割を十分にまっとうすることができるよう、同条第 2 項において、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を追加するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正および移設など、また条文の新設に伴い、条数の繰り下げ等、条文の整備を行うなど、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(2)資本政策を機動的に運営するため、発行可能株式総数(変更案第 6 条)を増加するものであります。

(3)取締役会および監査役会を機動的に運営するため、その員数を取締役においては7名以内(変更案第16条)、監査役においては5名以内(変更案第21条)とするものであります。

2. 日程

定款変更に関する日程は以下のとおりです。

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月23日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月23日(金曜日)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条 (条文省略)	第1条~第3条 (現行どおり)
(新 設)	(機関の設置)
	第4条 <u>当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。</u>
第2章 株式及び端株	第2章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 <u>当社の発行する株式の総数は、249,600株とする。</u>	第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、400,000株とする。</u>
(新 設)	(株券の発行)
	第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>
(自己株式の取得)	(削 除)
第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式および端株に関する手続きならびに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. <u>会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、端株原簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求、その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、株主、登録質権者または端株主として権利を行使すべき者を定めるため、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続きならびに手数料は、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会は、本店の所在地、東京都千代田区またはこれらに隣接する地にてこれを招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集する。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者)</p> <p>第11条 株主総会は、<u>取締役会の決議を経て取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議により他の取締役が招集する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(決議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか<u>出席株主の議決権の過半数によって決する。</u></p> <p>2. <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</u></p>	<p>(決議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条 当会社は、<u>株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、<u>議長および出席した取締役が記名押印または電子署名を行なう。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第16条 当社には<u>取締役3名以上</u>を置く。</p> <p>(選任) 第17条 当社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(代表取締役) 第19条 <u>取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> (新 設)</p> <p>(役付取締役) 第20条 <u>取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長) 第21条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第16条 当社に<u>取締役7名以内</u>を置く。</p> <p>(選任) 第17条 取締役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会) 第20条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4. <u>取締役会の運営その他に関する事項について</u></p>

現行定款	変更案
<p>(招集通知)</p> <p><u>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第23条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第25条 当社は、取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であったものを含む)の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外取締役との間で商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p><u>は、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(員数)</p> <p><u>第26条 当社には監査役を3名以上置く。</u></p>	<p>(員数)</p> <p><u>第21条 当社に監査役を5名以内を置く。</u></p>
<p>(選任決議)</p> <p><u>第27条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(選任)</p> <p><u>第22条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期)</p> <p><u>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第23条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役) 第29条 <u>監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役) 第24条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>
<p>(監査役会) 第30条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬および退職慰労金) 第31条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第32条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む)の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 <u>取締役および監査役の責任免除</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除) 第26条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であったものを含む。)および監査役(監査役であったものを含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u> 2. <u>当社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令の定める限度までとする。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>(営業年度) 第33条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</u></p>	<p>(事業年度) 第27条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
<p>(利益配当) 第34条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録質権者および同決算期現在の端株原簿に記載または記録された端株主に対しこれを支払う。</u> (新設)</p>	<p>(剰余金の配当) 第28条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> 2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第35条</u> 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録質権者および同決算期現在の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下、中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第36条</u> 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p><u>月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第30条</u> 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上